

## 12月度の一般建築物石綿含有建材調査者講習の開催決定しました

建築物の解体、改修工事を開始する際は、事前に石綿の有無についての調査の実施が義務付けられており、令和5年10月1日からは石綿含有建材調査者講習を修了した者により行うことが施行されます。4月以降一般建築物石綿含有建材調査者講習・石綿作業主任者技能講習を開催してきましたが、施行を直前に控え多くの方に受講いただき、また日々新たに申し込みをいただき、定員枠一杯となる講習が続いています。

石綿作業主任者技能講習を修了された方で一般建築物石綿含有建材調査者講習の受講資格を取得された方のために、ご要望に応じ、新たに12月度の一般建築物石綿含有建材調査者講習について下記のとおり計画しました。今年最後の機会となります、応募状況によっては追加開催いたしますので講習案内をご確認ください。

## [山口労働局登録第2号] 一般建築物石綿含有建材調査者講習 の開催予定

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・料代(消費税込み)
8	9月26・27日(火・水) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:10~16:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町2-16-8	40人 定員到達 募集締切	
9	10月17・18日(火・水) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島1062	60人 定員到達 募集締切	全科目受講 35,000円 石綿作業主任者新規 32,000円 テキスト代 5,181円
10	11月9・10日(木・金) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:10~16:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町2-16-8	40人 残り約半数	
11	12月13・14日(水・木) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島1062	新規募集 60人	

## [山口労働局長登録第171号] 石綿作業主任者技能講習(助成金対象)の開催予定

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・料代(消費税込み)
3	10月5・6日(木・金) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島1062	60人 定員到達 募集締切り	
4	10月30・31日(月・火) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:20~15:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町2-16-8	40人 定員到達 募集締切り	受講料 12,000円 テキスト代 2,013円
5	11月23・24日(木・金) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島1062	新規募集 60人 残り約2/3	

※石綿に関しては、作業開始前に建材に石綿が含有されるか否かについて調査する者に係る講習、石綿作業に携わる作業員を統率する者に係る作業主任者講習、石綿作業に従事する者に係る特別教育等があります。詳しくは、当センターHP『受講申し込み』⇒『石綿関連講習の種類』、又は [ykakc-News7月1ed](#) をご参照ください。

令和5年10月1日から足場点検者の指名等に係る改正労働安全衛生規則が施行されますが、施行に際しての留意事項が令和5年3月14日基発O314 第2号「足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」に示されています。

詳しい内容は、厚労省HPから閲覧できますので、足場の設置等に係る方は、確認ください。

## 【10月1日施行の制度の概要】

- 1 石綿含有建材事前調査者：建築物の解体、改修工事を開始する際は、事前に石綿の有無についての調査を実施することが義務付けられており、令和5年10月1日からは石綿含有建材調査者講習を修了した者により行うことが施行されます。
- 2 足場点検者の指名・記録の保存：足場設置後、使用開始前や変更時、悪天候後、地震後に点検しなければなりませんが、事前に点検者を指名することが義務化され、点検者の氏名の記録・保存が必要となりました。点検には、「足場等の種類別点検チェックリスト」（厚労省HPからダウンロード可能）を活用することが推奨されています。
- 3 トラックからの荷の積み卸し時の昇降設備の設置：最大積載量2t以上のトラックからの荷下ろし作業中の墜落・転落事故を防止するため、昇降設備を設置することが義務化されました。併せて、積み卸し作業中は、保護帽の着用が義務付けられました。※テールゲートリフターを使用して荷を積み下ろす作業に従事する労働者に対しては、令和6年2月1日からは実技科目を含む6時間の特別教育を実施し、行わせることが施行されます。ガスボンベの運搬、自販機の設置等リフターに関係される方は計画的に実施してください。

### ◆◆◆ 特別教育の開催について ◆◆◆

**【石綿取扱い作業従事者特別教育】** 石綿に係る講習の参加者から、かつて石綿に接したことで、先々の健康に不安を覚えられる旨の話を伺うことがあります。一旦体内に入り込んだ石綿は排出が困難となり、静かなる时限爆弾と化してしまいます。疾病を防ぐため、「石綿取扱い作業従事者特別教育」の受講を通じて、正しい知識を身につけ、今後ばく露による疾病が生じることが無いよう願います。

**【フルハーネス型安全帯使用作業特別教育】** 建設業特有の墜落による重大災害を防止するため、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」を通じて正しく安全帯を使用し、墜落防止を図られるようお願いします。

#### 【石綿取扱い作業従事者特別教育】（助成金対象）開催予定

◆石綿含有建材に係る解体や改修工事に従事する際に必要な教育です

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・教材代(消費税込み)
8	10月25日（水） 9:30~15:20	サンフレッシュ山口 山口市湯田温泉5-5-21	40人	受講料 7,000円 教材代 979円



#### 【フルハーネス型安全帯使用作業特別教育】（助成金対象）開催予定

◆フルハーネス型安全帯を使用する際に必要な教育です

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・教材代(消費税込み)
3	11月7日（火） 9:15~16:40	下松市労働者総合福祉センター 下松市潮音町2-16-8	40人	受講料 9,000円 教材代 979円



※ 建設業における墜落による死亡災害は全体の4割を占めています。防ぎましょう墜落災害！

### \* \* \* \* \* 全国労働安全衛生週間の実施 \* \* \* \* \*

厚生労働省の主唱により、10月1日（日）から7日（土）まで、令和5年度「全国労働安全衛生週間」を実施されます。今年のスローガンは、

「目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場」 とされています。

全国労働安全週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で74回目になります。毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡回やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開を図りましょう。衛生に関する事項は安全とは異なり、石綿対策のように目に見えにくく、地道に取り組み続けることが肝要です。各社で工夫した取り組みを行いましょう。

◆10月は労働衛生週間のほか、健康強調月間、3R(リデュース、リユース、リサイクル)推進月間等が展開されます。